

# 桶屋事務所だより



編集 発行人  
**桶屋税理士事務所**  
 税理士 **桶屋泰三**  
 〒930-0096  
 富山市舟橋北町7-15  
 TEL 076(441)2322・FAX 076(441)1999  
<http://okeya.zei-mu.jp>

## 忘年会シーズンを控えて

### 飲食費五千円基準の取扱い

**Q** 平成十八年度の税制改正において、一

定額までの飲食費については、実際費から除外されると聞きました。忘年会シーズンに入る前にその内容を教えてください。

**A** 平成十八年度税制改正により、企業にとつて嬉しい交際費の改正

がありました。これまで飲食費については、会議費に含まれる規定はありませんが、金額基準はありませんでした。以下にその改正の内容を記載します。

#### 1 規定の内容

飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます）のために要する費用（専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く）であつて、その支出する金額を基礎として次のを、除して計算した金額が五千円以下の費用は交際費から除外されます。

飲食等のために要する費用として支出する金額

当該費用に係る飲食等に  
 参加した者の数

なお、この規定の適用を受けるためには、飲食等のために要する費用につき次に掲げる事項を記載した書類を保存していることが必要です。

- ・ 飲食等のあつた年月日
- ・ 飲食等に参加した得意先
- ・ 仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ・ 飲食等に参加した者の数
- ・ 費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及び所在地
- ・ その他参考となるべき事項

#### 2 適用時期

平成十八年四月一日以後に開始する事業年度から適用されます。例えば二月決算の会社であれば、平成十九年三月一日開始の事業年度からの適用となります。

#### 3 飲食等の参加者

交際費から除外される飲食には、得意先、仕入先等の社外の者の参加が要件となります。社内の役員、従業員だけの飲食は対象とはなりません。しかし、社外の者が一名で社内の者が五名といった場合でも、社内の者が五名参加する必要性がある場合には交際費からの除外の対象となります。

なお、社外の者の範囲には、子会社や関連会社の役員、社員も含まれます。

#### 4 計算例

【ケース1】 参加者：得意先二名、当社三名、支出

額：二万一千円

一人当たり支出額：二万一千円÷五名＝四千二百円

この場合、一人当たりの支出額が五千円以下であるため金額が交際費から除外されます。

【ケース2】

参加者：得意先三名、当社三名、支出額：三万六千円

一人当たり支出額：三万六千円÷六名＝六千円

この場合、一人当たりの支出額が五千円を超えますので、その全額が交際費とされます。その超える金額ではなく、三万六千円全額が交際費となるとところが留意点です。

#### 5 経理処理

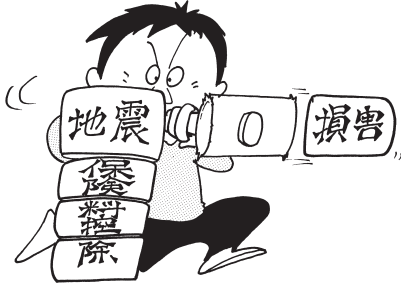
一人当たりの支出額計算は、消費税の経理方法について税込金額にあり、税抜経理している場合は税抜金額で行います。

# 年末調整の

## ポイント

今年から定率減税がありません

今年も「年末調整」の時期になりました。年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならぬ税額（年税額）とを比べて、過不足を精算するものです。



### 1 平成十九年の注意点

#### (1) 定率減税の廃止

平成十一年以降長く続いていた所得税額の定率減税措置が平成十八年を最後に廃止となり、今年はありません。

#### (2) 地震保険料控除の適用開始

居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等損害部分の保険料又は掛金の全額が所得控除できます（最高五万円）。

経過措置として、平成十八



年十二月三十一日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等については、従前の損害保険料控除が適用されます（最高一萬五千元）。前記とを適用する場合には、合わせて最高五万円となっています。

### 2 年末調整の対象者

年末調整の主な対象者は、表1のとおりです。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出が前提となりますので、必ず提出してもらう必要があります。

表1 年末調整対象者の選別（例）

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
次のいずれかに該当する人	左欄に掲げる人のうち、次のいずれかに該当する人
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1年を通じて勤務している人</li> <li>(2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人</li> <li>(3) 年の途中で退職した人のうち、次の人 <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡により退職した人</li> <li>著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと認められる人</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人</li> <li>(2) 2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人</li> </ul>

表2 所得控除額一覧表

<p><b>【社会保険料控除額】</b> 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額</p>				
<p><b>【小規模企業共済等掛金控除額】</b> 中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金(旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象)確定拠出年金法の規定により国民年金基金連合会が実施する個人型年金の加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額</p>				
<p><b>【生命保険料控除額】</b> 次の と の合計額(最高10万円) 一般の生命保険料(次の個人年金保険料を除く)を支払った場合 イ 25,000円までの場合……………支払保険料の全額 ロ 25,000円を超え50,000円までの場合……………支払保険料×1/2 + 12,500円 ハ 50,000円を超え100,000円までの場合……………支払保険料×1/4 + 25,000円 ニ 100,000円を超える場合……………50,000円 個人年金保険料(疾病等特約部分を除きます)を支払った場合 上記 のイ~ニの区分に応ずる算式により計算した金額</p>				
<p><b>【地震保険料控除額】</b></p> $\left( \begin{array}{l} \text{地震保険料の額(最高50,000円)} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{旧長期損害保険契約の支払保険料} \\ \text{10,000円までの場合……支払保険料の全額} \\ \text{10,000円を超える場合} \\ \text{……支払保険料} \times 1/2 + 5,000\text{円} \\ \text{(最高15,000円)} \end{array} \right)$ <p>地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額(最高50,000円)</p>				
<b>障害者控除額</b>		障害者1人につき……270,000円 特別障害者1人につき……400,000円		
<b>寡婦(寡夫)控除額</b>		270,000円(特定の寡婦は、350,000円)		
<b>勤労学生控除額</b>		270,000円		
<b>配偶者控除額</b>		同居特別障害者である人	左記以外の人	
	一般の控除対象配偶者	730,000円	380,000円	
	老人控除対象配偶者	830,000円	480,000円	
<b>配偶者特別控除額</b>		原則として配偶者の給与収入が103万円超141万円未満の人が対象になる		
<b>扶養控除額</b>		同居特別障害者である人(各1人につき)	左記以外の人(各1人につき)	
	一般の扶養親族	730,000円	380,000円	
	特定扶養親族	980,000円	630,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	830,000円	480,000円
		同居老親等	930,000円	580,000円
<b>基礎控除額</b>		380,000円		

控除対象配偶者、扶養親族……生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)及び養護老人のうち、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が38万円以下の者(青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く)

特定扶養親族……扶養親族のうち、昭和60年1月2日から平成4年1月1日までの間に生まれた者(年齢16歳以上23歳未満の者)。

老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和13年1月1日以前生まれ(年齢70歳以上)の控除対象配偶者、扶養親族。

同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が納税者又は納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。

同居老親等……老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系尊属で、納税者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。

## 配偶者同伴の表敬訪問のための の海外出張費用

**Q** 社長が海外にある提携企業に対して配偶者を同伴して表敬訪問することになりました。この場合の海外渡航に係る費用は、税務上どのように取り扱われるのでしょうか？

**A** ご質問の場合、法人の業務の遂行上の必要性については、その旅行の目的、旅行期間等を総合勘案して実質的に判定することとなります。本問においては、提携企業への表敬訪問ということで法人の業務の遂行上必要なものであるという前提で、配偶者の旅費の取扱いについてお答えします。

渡航者がその夫人、親族等を同伴する場合の税務上の取扱いは業務の遂行上必要であると認められる場合であっても、法人がその同伴者に係る費用を負担したときは、その負担

した旅費は、原則として、その渡航者に対する給与として取り扱われます。

ただし、その同伴が次の場合のように、明らかにその海外渡航の目的を達成するために必要なものであるときは、その旅行について必要と認められる費用の額は損金算入が認められます。

その役員が常時補佐を必要とする身体障害者であるため補佐人を同伴する場合

国際会議への出席等のために配偶者を同伴する必要がある場合

その旅行の目的を遂行するために外国語に堪能な者等を必要とする場合に適任者が法人の使用人にいないため、その役員の親族又は臨時に委嘱したものを同伴するとき

従って、ご質問の場合は、表敬訪問に夫人を同伴する理由を明確にする必要があり、明らかでなければ、夫人の旅費については社長に対する給与として取り扱われることとなります。

**答**

却残高の全額を損金算入す  
残念ながら除却時に未償  
算入することができませんか？

れる損金算入限度額となります。

が、その未償却残高の全額を損金算入することができませんか？

金算入される金額はその除却等が  
なかつたものとした場合に計算さ

**問**

当社は一〇万円以上二〇万円未満の固定資産について、いわゆる、一括償却資産(三六ヶ月償却)の取扱いをしています。このたび、前期に取得した一括償却資産の全部を除却したので、

ることはできません。  
一括償却資産はその償却対象額  
を一つにまとめて事業年度ごとに  
償却するため、税務上、個々の管  
理はされていらないことが前提とさ  
れます。従って、その一括償却資産  
を事業の用に供した事業年度後の  
各事業年度において、その全部又  
は一部について除却等した場合で  
あっても、各事業年度において損  
金算入される金額はその除却等が

税金  
メモ

**除却等した場合は**

一括償却資産は、その償却対象額を一つにまとめて事業年度ごとに償却するため、税務上、個々の管理はされていらないことが前提とされます。従って、その一括償却資産を事業の用に供した事業年度後の各事業年度において、その全部又は一部について除却等した場合であっても、各事業年度において損金算入される金額はその除却等がなかつたものとした場合に計算される損金算入限度額となります。

## 年の途中で退職した パートタイマーの年末調整

**Q** パートタイマーとして半年間勤務した者が退職しました。その者について年末調整してもよろしいですか？

**A** 通常、年の中途の退職者については、年末調整を行いませんが、いわゆるパートタイマーが年の途中で退職した場合で次のすべての要件を満たしているときは、その退職時に年末調整を行います。

「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していること。

本年中の給与総額が103万円以下であること。

退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる者でないこと。

したがってその者が上記のすべての要件を満たしていれば年末調整することとなります。